ら「観念的」でも「起こるとは考えられない事故」にもなっておらず、原子炉内の核燃料の溶融や暴走を「想定不適当」としたことも「不適当」ではなかったというだけのことである。

要するに、被告及び設計者（申請者）、そして審査会の能力と判断が、現実とズレていたのであり、被告らの立場が誤っていたというにすぎないのである。被告はそのことを認めないようにするために、「私は間違っていない。従って私達と異なっている『現実』が間違っているのだ」と言い張っているだけのことなのである。

原子力発電施設の建設に際し、及び、その安全審査と許可について求められているのは、すでに規制法に示されている通り「公共の安全を図ること」であり「災害の防止に支障のないこと」である。

従って「設計者の予想しなかったような危険な状態」が現実に発生したとすれば、それは、起きた「事故」に責任や誤りがあるのではなく（当然すぎるほど当然であるが）その危険な状態をあらかじめ予想・想定し、その危険な状態にならないように、その誤りを審査の中で指摘もできずに審査を済ませた審査会が誤っているのである。従って、それをもとにして行なった許可処分も当然にも誤っているのである。　（以下次号に続く）

高浜原発２号炉

福井と京阪神の住民が異義申立
「蒸気発生器細管の施栓率変更を取り消せ」

通産大臣は昨年９月に関西電力に対して、損傷が続いている高浜２号炉の蒸気発生器細管の許容施栓率を、これまでの１８％から２５％に引き上げる許可を与えた。これに対して、福井県や京阪神の「若狭の原発を案じる周辺住民」は、昨年１１月と１２月の二回にわたって合計１万６千２３５名分もの「異議申立書」を通産大臣に提出した。

今回の異議申立は、蒸気発生器細管の損傷問題だけに絞られていること、昨年３月以来の「若狭の原発を案じる」運動の発展、そして世論に押された関西電力が蒸気発生器まるごと交換方針を上記許可日に発表するなど、いずれもこれまでに前例のない異例の異議申立であり、今後の運動が注目されている。

会計報告（'90.12/1～12/31）

収入	
会費	３９、０００
ニュース講読料	７２、０００
カンパ	１、０００
コピー代	２、８８０
計	１１４、８８０
支出	
ニュース印刷代	１６、４８０
郵送料	１１、４１４
振替手数料	７４０
資料費	５、０００
事務用品費	１８、６９３
弁護団会議費	３５、６９２
書面作成作業補助	１６、９３５
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	１１５、２５４
差引	－３７４
積立金合計	２、８４２、６１４

伊方訴訟ニュース

第 209 号
1991年１月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

年頭にあたり支援の会の皆様に

伊方原発反対八西連絡協議　代表　広野房一

謹賀新年

皆様お揃いで新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私たちが闘いを始めて以来２２年の歳月を経ました。その間、八西地域の住民をはじめ全国の皆さんからの多大なご支援を得て、目的達成に一歩一歩近付いてきました。

原発建設に関しまして、電力会社が国家権力を背景にしてきた事実を絶対許すことはできません。原子力開発についての世界的現状を、人類は正しく判断しなければと考えるものです。

わが伊方原発では、去年１０月に、原発沖周辺で魚の大量死が発生しました。昭和５６年以来、今回で６度もありましたが、四国電力会社は一貫して、原発との関係を認めようとはしていません。周辺住民と関係漁民などは、その度に抗議してきました。この一件を見ましても、我々が強く追及しなければ、我々の安全も守れないことが分かります。

一方、県や町など行政機関においては、反対派住民が面談要求しても、絶対に応じないと公言するのです。原子力発電建設の可否はあくまで主権在民で実行しなければならないはずのものです。

私たちが原発の建設、運転に反対する理由はあまりにも多くあります。だから好まぬ裁判闘争を始め、権力者との対話要求や、四国電力の姿勢に対する追及を、当然のこととして長期に亘って運動を展開してきました。まさに、天命と確信して行動致しております。

安全宣言のできる原発であるなれば、直ちに運動も中止するでしょう。だが、納得できない問題が山積しているからこそ、裁判も、また、権力者に対する面談要求も、四国電力の社会的責任追及も実践してきました。私たちの闘いは平凡であるかも知りません。しかし、地域住民として当然の主張と行動だったと確信しています。

新年に当たり、皆様と連帯し、自信をもって運動を展開して行くことを誓い合い、頑張って行きたいと思います。

よろしくご支援お願い申し上げます。

１９９１年元旦

２号炉第４２回公判
１９９１年２月２１日（木）午前１０時
松山地裁大法廷

国側は前回に引き続き、弁論の打ち切りと証人の採用を裁判所に迫るだろう。弁論で奮闘する原告らに熱い支援を。

原告準備書面

－正体不明の「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」－

（１９９０年１０月４日提出）

（その３）

（四）実態のない「云葉」を盾に、現実の事故との関連を否定（つづき）

そして、ＴＭＩ事故に関して、我が国で公表されている唯一の公式文書である「米国原子力発電所事故調査報告書一～三」（乙第七号証～第八号証の一、同二。但し抜粋のみ）の三次報告書で、

「この事故を現象論的に見ると、折角起動したＨＰＩを停止ないしは流量を極度に絞ったことが、情況を悪化させる決定的要因となったのであるが、運転員がこのような行動を取った理由、背景等を見ると、事故の本質を単に誤操作とか、教育訓練の欠陥等に単純化することはできず、この事故から最大限に教訓を引き出すためには、運転管理面のみならず、プラントの設計面、さらには安全確保の基本的な考え方まで考察の範囲を広げ、より高い視点からの工学的評価を行なった上での対策を検討することが極めて重要である」（乙八号証の一、p83 上六行目～十一行目。傍点は原告付記）と、同事故の本質について、誤操作等の運転管理面のみに単純化できない、と明確に判断している。にもかかわらず被告は、この書証を証拠にしながら「運転員がこのような行動を取った理由、背景を見ると－－」以下の「事故の本質」についての報告書判断をまったく無視、黙殺し、その前段にある「現象論的」判断のみを取り出して、ＴＭＩ事故に関する被告の主張としているのである。

原告は更に、被告の本件審査及びＴＭＩ事故についての被告主張の“根幹”となっている「云葉」の内容を更に具体的、明確にさせるため、１９８２年（同５７年）８月２５日提出の書面において、「（三八）被告提出の乙第７号証の第二章『我が国の安全確保対策に反映すべき事項』の二、一より二、六までの全文を示せ、（三九）右資料中において設計部分に関する事項、文書は一切ないかどうか、（四〇）あるならば、その事項、文書を抜粋列挙せよ」と問うたが、「基本的設計が異なるので本件審査に関係ない」との被告主張の具体的釈明要求に対しても、被告は、いずれも「準備書面（九）で述べた通りであり、釈明の限りでない」（被告書面（一））と、実のところ何も言ってはいない書面（九）を示すのみで、具体的釈明を拒否している。

しかし被告は、自らの「主張」と「云葉」にしばられて、公開されている公文書の内容すら示すことができないのである。即ち、原告が釈明を求めたＴＭＩ報告書（乙七号証）には、その第二章「我が国の安全確保対策に反映すべき事項」として摘出された５２の事項のうち、直接に設計に関係するものとして「小破断事象時安全性」など７項目が挙げられ、基準および審査に関するものとしても「安全上重要な系統および機器の分類」あるいは「事故時に必要とする機器（水素濃度制御装置）、長期冷却系などの遮蔽」など１３項目にわたって示されているからである（甲３０号証の一）。

被告が造り出した「基本設計ないし基本的設計方針」なる、その具体的定義、根拠を明らかにしないままの、わけのわからない「云葉」が、大手を振ってまかり通ろうとしているのは、本件など原発訴訟の舞台だけであることを、本件訴訟に関わる総ての人がはっきりと確認しておく必要があるのである。

しかし被告は、この「云葉」を、ＴＭＩ２号炉とは、型も、国家体制すらも全く異なったソ連チェルノブイリ原子力発電所４号炉（以下チェ４号と略）の大事故についても、性こりもなく「盾」として使うのである。

即ち、１９８６年（同６１年）４月２６日、ソ連ウクライナ州のチェ４号において原子炉の爆発が発生、１０億キュリーもしくは６４億キュリーともいわれる天文学的な放射能が、周辺地域のみならず、周辺諸国、更には、全地球を覆った。そして、４年以上過ぎた現在、事故炉から３００キロメートル～４００キロメートルの地域でさえ、原発周辺と同量の放射能が沈殿し、その中に今もなお、数百万人の人々が住んでいて、避難すらできない状態におかれている。放射能の影響を強く受ける可能性のある人の数は数千万人にものぼると指摘され、最悪の場合はヨーロッパ全体の人々が生殖能力を失ってしまう可能性があることすら指摘されているのである（１９９０年６月７日提出原告準備書面及び同関連書面１９８６年６月６日、同年９月１０日、８９年１月２０日、９０年２月２２日提出を参照）。

この一つの原子炉が、現実に吹き飛び、たった一つの原子炉の放射能で一つの社会、国家そのものが破滅と崩壊の危機に直面するという現実を目の前にしてもなお、被告は「結論。以上の次第で、本件原子炉については、本件許可処分に際しての安全審査において、その基本設計ないし基本的設計方針に関し、チェルノブイリ事故の要因となった前提条件がそもそも存在しないこと及び厳しい条件を仮定した反応度投入事象を想定しても十分安全性が確保されることを確認しているのである。したがって、チェルノブイリ事故の発生は、本件安全審査の合理性に何らの影響を与えるものではないことは明かである」（被告書面（二三））と、何の反省もなく主張をしている。

被告は、この結論の章の前段で「チェルノブイリ事故は、いわゆる反応度事故であり、その原因は、設計における多重防護の適用における脆弱性を背景としつつ、運転員の多数かつ重大な規則違反により設計者が予想しなかったような危険な状態に原子炉を導いたことにある」（同書面、事故評価二の１。但し傍点は原告付記）と事故の原因を断定。そして、その次に「基本設計ないし基本的設計方針との関係でいえば」と「反応度出力係数」と「緊急停止系の設計不十分」の二つのみが関連するとして「その余は専ら運転管理にかかわるものであって、基本設計ないし基本的設計方針とは全く関連のないものである」（同書面二の２）と切って捨て、先の結論を持ち出すのである。

しかしながら、被告及び安全審査会は、本件２号炉審査の災害評価の中で「技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故（重大事故）」と更に「それを超えるような、技術的見地からは起こるとは考えられない全く観念的な事故（仮想事故）」を想定した審査をしたと主張しているのである。現実に発生した「設計者が予想しない危険な状態」が、被告らが審査、想定した「起こるとは考えられないような全く観念的な事故」に含まれていないとすれば、被告の想定した「全く観念的な事故」は、何